

産商第 141 号

平成18年 3月16日

株式会社大丸

代表取締役 山本 良一 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成17年7月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸 京都店

京都市下京区四条高倉西入立売西町79番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

また、今後も引き続き、公共交通利用促進等に努めることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域に立地しており、北側に店舗、集合住宅等が隣接しており、東側には店舗兼用住宅等、西側は店舗、事務所ビル等、南側は四条通を隔てて店舗等が立地している。

また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現すべき地域として、都市のにぎわいと活性化を図るため、歩行者、自転車及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である。

今回の変更は、賃借地の契約解除による直営駐車場の閉鎖により、現行収容台数確保のため、新たな契約駐車場を設置すること及び、利用頻度の低い既存契約駐車場の契約解除に伴う駐車場の位置の変更である。

駐車場の位置の変更については、直営駐車場が既に閉鎖されており、必要駐車台数が確保されていることから、周辺環境に与える影響が少ないと判断し、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っているため実施されている。

### 2 説明会の状況

説明会については、軽微認定により駐車場の位置の変更は既に実施していることから、それに伴う駐車場の出入口の位置の変更及び出入口の数の変更、収容台数の変更に関する説明会についても周辺環境に与える影響が少ないと判断し、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき、説明会開催不要認定を行ったため、開催していない。

ただし、当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画のうち、駐車場の位置の変更については既に実施されており、駐車場の出入口の数（減）及び出入口の位置の変更については、直営駐車場や他の駐車場の利用状況を勘案すると、現状の交通状況等、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断されるが、店舗の立地場所は、今後、京都市が「歩いて楽しいまちなか戦略」を本格的に推進し、ゆったりと歩いて買い物などを楽しめる魅力あふれる空間にしていく地域である。そのため、今後も引き続き、公共交通利用促進等に努めることが望まれる。